

都市計画法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 都市計画法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域に、原則として、浸水被害防止区域を含まないものとする。こと。

(第二十九条の九関係)

第二 この政令は、令和四年四月一日から施行するものとする。こと。

(附則関係)